



広がる影響

新型コロナウイルスの企業対応

「保護者助成金」 いわゆる

幼稚園、小中学校の間で続々と全面休校が実施されています。中には小さな子供を置いては出勤できないという労働者も出てくるものと思われれます。

こうしたケースで労働者が自分の持つ法定の有給休暇を使わずとも、安心して休めるよう会社で特別の有給休暇を与えることが考えられます。政府はこのような特休を与えた企業に対して、特休で保証した賃金の全額を助成金として支給するとしました。（ただし1日上限8,330円）

詳細については今後早急に取りまとめ作業を行うようです。現在発表されている範囲では以下のようです。



①小学生の子等を持つ保護者向けの手当のみが対象

②雇用保険に加入していない短時間の労働者に対しても同等の支援を行う

③今回限りの特例措置である

雇用調整助成金

資材が入ってこないことや発注がストップしてしまつたなどの理由で労働者を休ませた場合は、会社都合にあたりますので法的には休業手当の支給が義務づけられます。こちらについては従来からの雇用調整助成金が拡充される予定ですのであわせて利用の検討が必要でしょう。

なお、厚労省は新型コロナウイルスに関する企業対応のQ&Aを公表し、連日のように情報更新をしているのでこまめに確認が必要でしょう。（『新型コロナウイルス』で検索）

高年齢労働者の雇用保険料免除措置が廃止されます！

雇用保険被保険者のうち、保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上の高年齢労働者は、雇用保険料が免除されていました。しかし令和2年4月1日からこの免除措置が廃止され、すべての被保険者に雇用保険料が会社負担分・本人負担分ともにかかります。

《留意点》

①給与計算の注意

今まで免除対象の高年齢労働者に対し、免除措置が終了し保険料が控除されることを周知する必要があります。令和2年4月に締め日がある給与から、すべての被保険者に対し雇用保険料の徴収が必要になります。

②雇用保険被保険者の再確認

雇用保険資格取得の条件を満たしているが資格取得の手続きができていなかった等の取得漏れということになると遡って取得の手続きをしなければなりません。

本稿は3月4日時点で
の情報を基に掲載して
おります。今後の政府
発表等により内容が異
なったものとなる可能
性があることをご承知
おきください。



雑感

ゲートボールをしてきました。見たことはあっても実際にしたことはなかった。初めて参加してみると、初め目の印象とは違いますが、見た目の印象とは違いました。やられたことある方はわかると思いますが、最初のゲートにボールを通すことが出来ないと次に進むことが出来

来ず、ゲートを通った時にはゲームは終盤戦。（ゴルフで例える）とほかの人はパットを打っているのにずっとティーショットを打っている状態。やられている方は元氣な方々ばかりなので、軽いお叱りを受けます。楽しめました。（山本）



令和2年3月分(4月納付分)から変更

健康保険料率	10.79%→10.22%
介護保険料率	1.73%→1.79%

